

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月12日認可した。

令和7年9月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鷺田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）瓦地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）土井地区